

生野工業高等学校同窓会

ホームページ委員会

会計規定

ホームページ委員会（以下、委員会）は、生野工業高等学校同窓会ホームページ委員会の活動にともなう支出（以下、活動費）ならびに収入の会計に関して、以下の規定を定める。

1. ホームページ委員会は、生野工業高等学校同窓会からの支給を財源として運営される。
2. 活動費とは、会議、取材、編集、公式ホームページ、サーバの運転、維持、更新等に要する費用、およびその周辺のための費用をいう。
3. 活動費を支出したときは、所定の経費明細書に必要事項を記入するとともに領収書を添付してホームページ委員会委員長に提出し、速やかに精算しなければならない。
4. 支出は、用途内容によっては全額を認められないことがあり、認められない部分については自己負担となる。また、領収書が存在しない支出についても、認められないことがある。
5. ホームページの広告料および寄付金の収入がある場合は、運営委員会の活動費として充当する。
6. 会計係は現金出納を行うとともに、銀行口座ならびに現金出納帳により会計管理を行うとともに、年度末において同窓会に対して書面により報告し、精算しなければならない。
7. 委員長は、一人以上の会計係を任命する。
8. 本会計規定において疑義が生じた場合、同窓会理事会に判断を委ねることとする。

平成24年7月1日 規約を定める

令和6年4月1日 学校名称変更のため改定する

20240901